

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和 5年 5月 19日
豊橋市長 殿		
提出者		
住所		豊橋市駅前大通1丁目55
氏名		サーラ e パワー株式会社
代表取締役		藤田 尚弘
電話番号		0532-34-2722
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>		
事業場の名称	サーラ e パワー(株) 東三河バイオマス発電所	
事業場の所在地	豊橋市新西浜町2-10	
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	33: 電気業	
② 事業の規模	電力販売高 39.4 億円	
③ 従業員数	19名	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 処理工程を参照下さい	

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項										
<p>(管理体制図) 統括管理部長 (産業廃棄物 処理総括責任者) 管理マネージャー (産業廃棄物 管理 保管責任者) プラント運営チームリーダー (産業廃棄物 業務担当責任者) 保全員 (産業廃棄物 業務担当)</p>										
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
①現状	【前年度 (令和4年度) 実績】									
	産業廃棄物の種類	もえがら	ばいじん	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	金属くず	廃アルカリ	木くず	廃油
	排出量	3692 t	2025 t	35 t	1 t	0 t	0.2 t	0 t	0.6 t	43 t
<p>(これまでに実施した取組) ・燃え殻 は建設資材利用 及び 農業利用のための分析を実施 ・燃え殻 果樹園 (浜松市) の有機肥料と配合し散布する試験研究用へ有価で売却 (3年間検証予定、1年目)</p>										
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	もえがら	ばいじん	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	金属くず	廃アルカリ	木くず	廃油
	排出量	3700 t	2050t	35t	2 t	1 t	1 t	0 t	1 t	50 t
<p>(今後実施する予定の取組) ・燃え殻の農業利用の検討継続 ・有機汚泥の農業利用(肥料 土壌改良材) の検討を行う。</p>										
産業廃棄物の分別に関する事項										
①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・燃え殻 ・ばいじんは専用の 保管ヤードにて保管。 ・廃プラ・金属くず・ガレキ類は専用のコンテナにて保管 汚泥は排水処理設備の専用ヤードにてコンテナ保管。 ・木くずは専用のコンテナにて保管</p>									
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし。</p>									

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項										
①現状	【前年度（令和4年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	もえがら	ばいじん	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	金属くず	廃アルカリ	木くず	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまで実施した取組) ・特に実施していない。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	もえがら	ばいじん	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	金属くず	廃アルカリ	木くず	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・令和5年度に 燃え殻の農業利用のため破砕処理に関わる設備の設置を検討を継続する。									
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項										
①現状	【前年度（令和4年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	もえがら	ばいじん	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	金属くず	廃アルカリ	木くず	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまで実施した取組) ・特に実施していない。										
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	もえがら	ばいじん	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	金属くず	廃アルカリ	木くず	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・特に実施していない。										

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項										
①現状	【前年度（令和4年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	もえがら	ばいじん	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	金属くず	廃アルカリ	木くず	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	もえがら	ばいじん	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	金属くず	廃アルカリ	木くず	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない。									
産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
①現状	【前年度（令和4年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	もえがら	ばいじん	汚泥	廃プラ	ガラス陶磁器くず	金属くず	廃アルカリ	木くず	廃油
	全処理委託量	3692 t	2025t	35 t	1 t	0 t	0.2 t	0 t	0.6 t	43 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3426 t	1962t	30 t	1 t	0 t	0.2 t	0 t	0.6 t	43 t
	再生利用業者への処理委託量	3692 t	1895 t	0 t	0 t	0 t	0.2 t	0 t	0.6 t	43 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・もえがらを農業利用に関し含有分析を行い、果樹園へ散布の計画をたて有機肥料と配合し散布を行った。										

②計画		【目標】									
		産業廃棄物の種類	もえがら	ばいじん	汚泥	廃プラ	ガラス 陶磁器くず	金属くず	廃アルカリ	木くず	廃油
		全処理委託量	3700 t	2050 t	35 t	2 t	1 t	1 t	0 t	1 t	50 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	3400 t	1900 t	30 t	2 t	1 t	1 t	0 t	1 t	50 t
		再生利用者への処理 委託量	3700 t	1900 t	0 t	2 t	1 t	1 t	0 t	1 t	50 t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t						
		(今後実施する予定の取組) ・セメント資源化以外の再生利用(建設資材)を検討する ・もえがらの農業利用(肥料)を検討する									
※事務処理欄											

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理工程

